

2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会役員会 議案書

◆決議日：令和4年11月30日

◆議決方法：書面決議

◆議案：規約の一部改正（令和4年11月30日施行）

《改正内容》

1. 構成団体及び委員構成の変更

(1) 規約第5条第1項 別表1に構成団体を追加

現行	改正案
別表1	別表1
大阪府	大阪府
堺市	堺市
	公益社団法人 関西経済連合会
	大阪商工会議所
	一般社団法人 関西経済同友会
	堺商工会議所
	公益財団法人大阪観光局

(2) 規約第5条第1項 別表2に委員を追加

現行	改正案
別表2	別表2
大阪府知事	大阪府知事
堺市長	堺市長
	公益社団法人 関西経済連合会会長
	大阪商工会議所会頭
	一般社団法人 関西経済同友会代表幹事
	堺商工会議所会頭
	公益財団法人大阪観光局理事長

(3) 規約第 15 条第 4 項 別表 3 に幹事を追加

現行	改正案
別表 3	別表 3
大阪府副知事	大阪府副知事
堺市副市長	堺市副市長
大阪府政策企画部長	(略)
大阪府府民文化部長	<u>公益社団法人 関西経済連合会専務理事</u>
大阪府商工労働部長	<u>大阪商工会議所専務理事</u>
大阪府環境農林水産部長	<u>一般社団法人 関西経済同友会常任幹事</u>
堺市市長公室長	<u>事務局長</u>
堺市文化観光局長	<u>堺商工会議所専務理事</u>
堺市産業振興局長	協議会事務局長
協議会事務局長	

2. 副会長にかかる規定の整備

(1) 規約第 7 条第 1 項第 3 号及び第 8 条 3 項の規定を追加

現行	改正案
(役員) 第 7 条 協議会に次の役員を置く。 (1) 会長 1 名 (2) 会長代行 1 名	(役員) 第 7 条 協議会に次の役員を置く。 (1) 会長 1 名 (2) 会長代行 1 名 <u>(3) 副会長 5 名</u>
(役員職務) 第 8 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 2 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。	(役員職務) 第 8 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 2 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。 <u>3 副会長は、会長を補佐する。</u>